

議案第195号

川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の制定について

川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例を次のとおり制定する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置基準を定めるものとする。

(専属薬剤師の配置基準)

第2条 医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

医療法第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の配置基準を定めるため、この条例を制定するものである。